

## 社会福祉法人北海道療育園 評議員報酬等支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道療育園（以下「当法人」という。）の定款第8条に規定する評議員会または法人及び施設業務（以下「評議員会等」という。）の出席に係る報酬及びその交通費の実費の支払いに関して定めることを目的とする。

### (報酬等の種類)

第2条 この基準の報酬等とは、評議員会等に出席した評議員に対して支払う報酬及び旅費とする。

### (報酬等の額)

第3条 評議員に対して支払う報酬は、評議員会等への出席が4時間以上に及ぶ場合は25,000円（税込）、4時間未満の場合は15,000円（税込）とする。

2 旅費の額は、当法人の旅費規程により算定した額とする。

### (支払い方法)

第4条 報酬等は、職務執行があったとき以降において、速やかに支払うものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この基準は、平成29年6月22日から施行する。